

平成29年5月

年金受給権者の皆様へ

市議会議員共済会

地方議会議員年金の減額改定のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、物価水準等の下落により「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」が平成29年4月1日に施行され、地方議会議員の年金の額につきまして減額改定を行うこととなりました。

この減額改定は、平成29年4月分の年金（平成29年6月支給期分）から適用されることとなりますが、改定後の年金額につきましては、別添の年金額改定通知書をもってお知らせします。

なお、この件に関してのお問い合わせにつきましては、下記までお願い申し上げます。

※お問い合わせ先

市議会議員共済会 給付課 電話：03-3262-5239